

4 長薬発第 3 号  
令和 4 年 4 月 1 日

地域薬剤師会長 様  
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会  
会長 日野 寛明

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
(その 69)

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和 3 年 9 月 29 日付 3 長薬発第 679 号 (その 63) 通知したところですが、今般、別添のとおり調剤報酬上の取扱いが示されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会  
医薬品情報室 一志  
保険医療課 桐山・藤澤  
〒390-0802 松本市旭 2-10-15  
Tel.0263-34-5511 FAX0263-34-0075  
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 3 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
(その 69)

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつきまして、令和3年9月29日付け日薬業発第230号（その63）にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり調剤報酬上の取扱いが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和4年3月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
(その69)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

< 抄 >

事務連絡  
令和4年3月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その69）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

## 調剤報酬点数表関係

問7 令和4年度診療報酬改定において、薬剤服用歴管理指導料が廃止され、服薬管理指導料が新設されたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）等に示されている、保険薬局において①電話や②情報通信機器を用いて服薬指導を行う場合の取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

（答）令和4年4月1日以降は、以下の取扱いとする。

- ① 電話を用いて服薬指導を行った場合は、改定後の調剤点数表における服薬管理指導料等の算定要件を満たせば、令和4年4月1日以降は、引き続き旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料の点数（注に規定する加算（注5に規定する加算を除く。）を含む。）等を算定できる。
- ② 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定要件を満たせば、改定後の調剤点数表における服薬管理指導料4等を算定できる。なお、4月10日事務連絡の2に基づく情報通信機器を用いた服薬指導に係る特例的な取扱いは廃止する。

問8 令和4年度診療報酬改定において、薬剤服用歴管理指導料が廃止され、在宅患者オンライン薬剤管理指導料に係る改定が行われたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）」（令和2年4月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月24日事務連絡」という。）別添の問8及び問9に示されている、在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者に対して①電話や②情報通信機器を用いて薬学的管理指導を行った場合の取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

（答）令和4年4月1日以降は、以下の取扱いとする。

在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、

- ① 電話を用いて薬学的管理指導を行った場合は、4月24日事務連絡に記載のとおり、その他の要件を満たせば、令和4年4月1日以降も、旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料の「1」に掲げる点数を算定できる。
- ② 情報通信機器を用いた薬学的管理指導を行った場合は、算定要件を満たせば、改定後の調剤点数表における在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定できる。なお、4月24日事務連絡別添の問8に基づく情報通信機器を用いた薬学的管理指導に係る特例的な取扱いは廃止する。

居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者については、4月24日事務連絡に記載のとおり、その他の要件を満たせば、同一

月内において一度も居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定しなかった場合に限り、令和4年4月1日以降も、旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料に掲げる点数を算定できる。

問9 令和4年度診療報酬改定において、薬剤服用歴管理指導料が廃止され、服薬管理指導料が新設されたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問16及び問17における薬剤服用歴管理指導料に係る取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

（答）当該取扱いにおける「薬剤服用歴管理指導料」を「服薬管理指導料」と読み替えて適用する。